外部公益通報の要件等について

⑴　「公益通報者保護法第２条第１項各号に掲げる者」とは？

Ｑ：私は某事業所で半年前までパートとして働いていましたが、離職前に事業所の不正請求を知りました。正社員ではなく、既に退職していますが、不正を通報した場合、保護の対象となりますか。

Ａ：対象となります。

正社員に限らず、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者や取引先の労働者も含まれます。

また、令和４年６月より、労働者だけではなく、法人の取締役等の役員や過去１年以内に雇用･契約関係にあった退職者も対象に追加されました。

⑵　「通報対象事実」とは？

Ｑ：通報対象事実は、「国民の生命、身体、財産その他の利益に係わる法令違反行為」と記載されていますが、どのような法令が該当しますか。

Ａ：公益通報者保護法の別表に掲げる法律のことで、刑法、食品衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、令和４年６月時点で４９３本の法律が定められています。詳しくは消費者庁のホームページでご確認いただけます。

⑶　「信ずるに足りる相当の理由」とは？

Ｑ：職場で不正行為が行われているのですが、確固たる証拠がありません。

このような状況で通報しても保護の対象になりませんか。

Ａ：通報者が解雇等の不利益から保護されるためは、通報の事案について単なる伝聞等ではなく、法令違反行為を裏付ける内部資料等の証拠など、相当の根拠を有することが必要です。

ただし、令和４年６月より、十分な証拠が揃っていない場合でも、通報者氏名・住所や通報対象事実の内容等を記載した書面を提出した場合は保護対象となることとなりました。

⑷　匿名での通報について

Ｑ：外部公益通報をした場合、秘密は保持されると聞きましたが、やはり勤務先に自分が通報したことが明かになるのではないか不安です。

匿名で通報することは可能ですか。

Ａ：可能です。ただし、事実関係の確認等やフィードバックが困難となり、実名での通報と異なる扱いとなる場合があることはご了解ください。

また、メールでの通報をお考えの場合、フリーメールなどの個人が特定できないメールアドレスのご利用をお願いします。